

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年10月31日

【四半期会計期間】 第64期第2四半期(自平成26年6月1日至平成26年8月31日)

【会社名】 古野電気株式会社

【英訳名】 FURUNO ELECTRIC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古野 幸男

【本店の所在の場所】 兵庫県西宮市芦原町9番52号

【電話番号】 0798 - 63 - 1035

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 井澤 亮三

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田和泉町2番地6今川ビル

【電話番号】 03 - 5687 - 0411(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 井澤 亮三

【縦覧に供する場所】 古野電気株式会社東京支社  
(東京都千代田区神田和泉町2番地6今川ビル)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年10月15日に提出いたしました第64期第2四半期（自平成26年6月1日至平成26年8月31日）四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 経理の状況

##### 1 四半期連結財務諸表

##### 注記事項

##### 株主資本等関係

##### 2 その他

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

(株主資本等関係)

(訂正前)

当第2四半期連結累計期間（自平成26年3月1日至平成26年8月31日）

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年10月15日 取締役会	普通株式	126	4.00	平成26年8月31日	平成26年11月7日	利益剰余金

(訂正後)

当第2四半期連結累計期間（自平成26年3月1日至平成26年8月31日）

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年10月15日 取締役会	普通株式	126	4.00	平成26年8月31日	平成26年11月6日	利益剰余金

## 2 【その他】

(訂正前)

中間配当金の総額 126百万円

1株当たり中間配当金 4円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成26年11月7日

(訂正後)

中間配当金の総額 126百万円

1株当たり中間配当金 4円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成26年11月6日